

神奈川県

# 神奈川県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 23 年 3 月策定

平成 28 年 3 月改定

令和 4 年 3 月改定

令和 8 年 3 月改定

## 目 次

第 1	基本的考え方	1
第 2	普及指導員の職務	2
1	農業者に対する普及指導活動	2
2	調査研究	2
第 3	普及指導活動の課題	2
1	担い手の育成・確保に関する支援	2
(1)	多様な担い手の育成・確保	2
(2)	農業経営の発展に向けた支援	2
2	県民への農畜産物安定供給の確保とリスク対策の取組に対する支援	2
3	農畜産物の生産性向上や高付加価値化、産地の強化に向けた支援	2
4	みどりの食料システム戦略に対応した農業生産の取組への支援	3
5	地域農業の振興を図るための取組に対する支援	3
第 4	普及指導活動の方法に関する事項	3
1	農業者及び地域農業の振興に対する支援の充実・強化	3
2	普及課題の重点化	3
3	活動体制	3
(1)	普及体制	3
(2)	普及指導員の活動	3
4	普及指導計画の策定	4
5	普及指導活動の評価	4
6	試験研究との連携強化	4
7	民間企業等との連携強化	4
第 5	普及指導員の配置に関する事項	4
第 6	普及指導員の資質向上に関する事項	4
第 7	かながわ農業アカデミーにおける研修教育の充実強化	4
1	研修教育の内容の充実強化等	5
2	就農支援の取組の推進等	5
3	学生以外の就農希望者に対する研修の補完	5
4	先進的な農業者等による外部評価の実施	5
第 8	その他協同農業普及事業に関する事項	5

## 第1 基本的考え方

本県農業は、新鮮で安全・安心な食料等を安定的に供給することに加え、良好な景観の形成や防災、県土の保全など、県民の健康で豊かな生活に大きな役割を果たしているが、担い手の減少や高齢化、農業資材価格の高騰、荒廃農地の増加など、農業を取り巻く状況は依然として厳しく、また、経済のグローバル化やデジタル技術の進展、地球温暖化等による自然災害の頻発化など、社会の大きな変化に農業も直面している。

そこで県では、「神奈川県都市農業推進条例」（平成18年4月施行）に基づく指針として、令和5年3月に「かながわ農業活性化指針」を改定し、基本目標「農業の活性化による地産地消の推進—魅力ある農業を次世代につなぐ—」を達成するため、生産性の向上と担い手の育成・確保、新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大、環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全の3つを施策の方向として、地産地消を推進している。

また、令和6年3月には、県の重点政策を横断的にまとめた「新かながわブランドデザイン実施計画」を策定し、持続的発展に向けた取組として、プロジェクト7「農林水産～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～」を位置づけ、安定した食料等の生産基盤の構築及び安全・安心な魅力ある県産農林水産物の利用拡大に取り組んでいる。

一方、国は、社会全体が急速に変化し、「変動性」、「不確実性」、「複雑性」が取り巻く時代の中で、あらゆる事態を想定し、国民に食料を安定的に供給し続けられるように、新たな食料・農業・農村基本法を令和6年6月に公布・施行し、改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料・農業・農村基本計画を令和7年4月に策定した。

このような状況に的確に対応していくためには、直接農業者に接して支援する普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが重要である。また、新たな担い手を確保するため、農業者研修教育施設であるかながわ農業アカデミーが、就農の促進に資する研修教育の提供等の役割を果たすことや、協同農業普及事業として、国とも十分に連携・情報共有を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このため、国が令和7年4月に策定・公表した「協同農業普及事業の運営に関する指針」との整合を図りつつ、農業改良助長法第7条第8項の規定に基づき、「神奈川県協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成23年3月策定、令和4年3月最終改定）を改定し、本県農業の特性を踏まえた協同農業普及事業を推進する。

## 第2 普及指導員の職務

普及指導員は、直接農業者に接して新技術の普及等を行うとともに、市町村、農業協同組合などの関係機関や先進的な農業者等と連携して地域農業の課題解決を図るため、次に掲げる職務を行うものとする。

### 1 農業者に対する普及指導活動

直接農業者に接して、技術指導を軸とした担い手の育成・支援及び地域農業を振興するための普及指導活動を実施する。

### 2 調査研究

農業技術センターや畜産技術センターの試験研究部門（以下「試験研究部門」という。）等と連携し、試験研究で得られた成果を活用するなど、地域の課題解決及び自らの資質向上を図るための調査研究を実施する。

## 第3 普及指導活動の課題

### 1 担い手の育成・確保に関する支援

#### (1) 多様な担い手の育成・確保

担い手の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、幅広い世代の就農及び定着支援、次世代の担い手へ生産基盤の円滑な継承、企業等の農業参入を推進する。

女性の農業経営等への参画や地域における活躍を支援する。また、地域農業を支える小規模経営体の農業生産の継続、農福連携の取組等多様な担い手を支援する。

#### (2) 農業経営の発展に向けた支援

農業生産の中核を担う、経営感覚の優れた経営体を育成するため、農業経営の発展段階に応じた技術改善や経営改善を支援する。

### 2 県民への農畜産物安定供給の確保とリスク対策の取組に対する支援

気候変動に対する適応策の推進、病害虫・雑草の発生予防及びまん延防止の対策、スマート農業技術の導入による自動化・省力化等を通じた農畜産物の安定供給に向けた取組を支援する。

燃油や肥料・飼料について、国際価格の影響を受けにくい生産体系の構築、高騰に対応するための農業生産資材の適切な利用等を支援する。また、自然災害に備えた対策の強化や災害からの復旧に向けた取組を支援する。

農業生産工程管理（GAP）や畜産の農場HACCPなど生産工程管理の導入や高度化を支援する。また、農作業安全対策の推進を図る。

### 3 農畜産物の生産性向上や高付加価値化、産地の強化に向けた支援

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入を支援す

るとともに、新品種や新たな栽培技術の導入等を図ることにより、生産性や収益性の向上に向けた取組を支援する。また、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用を支援する。

県民や市場のニーズに応じた生産体制の構築支援、農畜産物の高付加価値化等に向けたブランド化や6次産業化のほか、産地を維持・強化するための取組を支援する。

#### 4 みどりの食料システム戦略に対応した農業生産の取組への支援

営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減、総合防除やスマート農業技術の導入等による化学農薬使用量（リスク換算）の低減、家畜ふんたい肥等有機物の利用や化学肥料の適正利用等を通じた化学肥料使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大等「みどりの食料システム戦略」において掲げられた目標の実現に向けた取組を支援する。

#### 5 地域農業の振興を図るための取組に対する支援

市町村や農業協同組合等が実施する地域農業の振興を図るための取組（地域計画の実現へ向けた支援、地域特産物づくり、鳥獣被害対策等）に対して支援する。

### 第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次の事項に留意する。

#### 1 農業者及び地域農業の振興に対する支援の充実・強化

担い手の育成支援や農畜産物の安定供給、技術革新の推進、さらには、地域農業の振興に向けて多様な関係者をコーディネートする取組を一層強化する。また、普及指導活動の強化に向けては、ICT機器の導入・活用や先進的な農業者等とのパートナーシップを構築する。

#### 2 普及課題の重点化

第3の普及指導活動の課題を踏まえ、緊急度、重要度、波及効果の高い課題及び担い手の育成・確保に関する支援に重点化し、普及指導活動を実施する。

#### 3 活動体制

##### (1) 普及体制

かながわ農業アカデミーと情報共有し、担い手の育成・確保を図るとともに、普及指導部門と試験研究部門が一体化した組織の強みを活かしながら、効果的かつ効率的な普及指導を実施する。

##### (2) 普及指導員の活動

普及指導計画に基づいて普及指導活動を実施する。

#### 4 普及指導計画の策定

地域農業の現状や課題等を踏まえ、今後取り組むべき普及指導課題を設定し、普及指導計画を策定する。また、普及指導課題のうち、農業現場及び農政推進において重要度・緊急度が高く、関係機関と連携して重点的に取り組む課題について、重点課題普及指導計画を策定する。

#### 5 普及指導活動の評価

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、普及指導計画の内部評価を実施する。また、農業団体、先進的な農業者、学識経験者等の外部有識者から意見を聴取する外部評価についても実施し、その結果を普及指導活動に反映する。

#### 6 試験研究との連携強化

試験研究部門において、解決を図ることが必要な課題を提起するとともに、試験研究の計画段階から参画し、生産現場の状況を伝え、より実用性の高い技術が開発されるように努める。また、開発された新技術の普及を図る。

調査研究等については、試験研究部門等と密接に連携しながら実施する。

#### 7 民間企業等との連携強化

税務や会計経理、労務管理、ICTなど民間企業等の知見を積極的に活用するとともに、民間企業等との連携と役割分担が適切に図れるよう、情報交換の促進に努める。

また、農業団体が実施する施策事業と調整し、適切な役割分担と一層の連携強化を図る。

### 第5 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員については、地域農業の情勢や農業振興施策、普及指導活動の継続性等を十分考慮するとともに、専門性や普及経験年数等を加味して適正に配置する。

また、各専門分野の課題や高度かつ専門的な個別相談への総合調整等を担う普及指導員等を農業革新支援専門員とする。

### 第6 普及指導員の資質向上に関する事項

地域農業の情勢の変化、技術革新、農業者ニーズの多様化・高度化に対応するために必要な資質向上が図られるように農業革新支援専門員等による研修の充実強化に努めるとともに、国主催研修等への積極的参加に努める。

### 第7 かながわ農業アカデミーにおける研修教育の充実強化

かながわ農業アカデミーは、県内の就農希望者に対する中核的な研修教育機関と

して、農業技術センターや関係機関と連携を図り、実践的な研修教育を行う。

#### 1 研修教育の内容の充実強化等

先進的な農業経営者等の授業、先進農家等派遣研修、GAPの実践授業、民間企業や試験研究部門等の先端技術を活用したスマート農業に関する授業及び研修等、実践力が高まる研修教育手法を取り入れるとともに、そのために必要な機械・設備の導入や施設の整備を進める。また、大型特殊免許を始め、就農後に必要となる資格取得の機会を提供する。

加えて、財務や会計の専門家等の外部講師を活用し、農業経営、労務管理等、農業経営体や農業法人経営の中核を担う農業者になるために必要な資質を育成するための教育を強化する。

#### 2 就農支援の取組の推進等

学生や就農相談窓口で支援した新規就農希望者が円滑に就農できるように、関係機関との連携を一層密にし、就農支援の取組を強化する。また、農業法人等に関する就農情報の収集・提供、学生や研修生と農業法人等とのマッチングを行う。

学生や研修生に対して、研修教育期間の早期から定期的な就農相談、就農事例研究等を通じて就農への意識づけを行う。

#### 3 学生以外の就農希望者に対する研修の補完

先進的な農業者や農業法人等で研修を受けている就農希望者が補完的に研修を受けることを希望する際には、研修受入農業者や農業技術センター等の関係機関と検討を行い、必要に応じて研修の機会を提供する。

#### 4 先進的な農業者等による外部評価の実施

研修教育の内容や成果等について、先進的な農業者、卒業者、関係機関の外部有識者から意見を聴取するための外部評価を運営会議において実施し、その結果を教育指導及び運営等に反映する。

### 第8 その他協同農業普及事業に関する事項

地域の実情を的確に反映した普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、地域県政総合センター、市町村、農業協同組合、生産者代表などの関係機関との連携を図るとともに、各種行政施策の活用と協力、国立研究開発法人や大学等との連携にも努める。

普及指導事業の運営にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう配慮する。